

公表日(平成30年7月2日)

	分類	質問	回答
山口県	大規模盛土とは	大規模盛土造成地とはどのような造成地ですか。	国土交通省は、盛土造成地のうち、次のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地として位置づけています。 1. 盛土の面積が3,000平方メートル以上(谷埋め型大規模盛土造成地) 2. 盛土をする前の地盤面(原地盤面)の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上(腹付け型大規模盛土造成地)
	目的	大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか。	土地所有者等に対して大規模盛土造成地が身近に存在することを知っていただくとともに、災害の未然防止や被害の軽減に繋がるよう、防災意識を高めていただくことを主な目的としています。
	公表	他の自治体ではマップを公表していますか。	平成29年10月1日現在、全国的には、大規模造成地のマップを公表している市町村は、408自治体で、大規模盛土造成地が存在しない旨の公表をしている市町村は、556自治体あります。 山口県内では岩国市、柳井市、防府市、山口市、萩市、周防大島町、和木町、平生町、田布施町が公表しています。
	危険性	マップに示された大規模盛土造成地は危険ということですか？	宅地の造成前と造成後の地形図等を重ね合わせた机上調査により、大規模盛土造成地の定義に該当するものを抽出しましたので、マップに示されたからといって必ずしも危険というわけではありません。
	詳細度	公表されたマップでは自分の敷地が大規模盛土造成地に入っているかよくわかりません。詳細なマップはありますか。	大規模盛土造成地マップは、地形図等を重ね合わせて作成したマップのため、精度上、概ねの位置と規模を示したもので、個々の敷地まで特定するものではありません。
	対策	宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策が必要ですか？	このマップは、必ずしも危険な箇所を示したものではありませんので、現時点で何らかの対策の必要はありません。大規模盛土造成地が身近にあることを知り、日頃から宅地の地盤や擁壁の点検を行うなど、防災意識を高めていただきたいと思います。点検の際は、国土交通省ホームページにある「わが家の宅地安全マニュアル」のチェックポイントを参考にしてください。もし、何かおかしいとお気づきになった際はお住まいの市町の間い合わせ先にご相談ください。 国土交通省「わが家の宅地安全マニュアル」 http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html
	制限・手続き	大規模盛土造成地内にある土地で、宅地開発や建物の建築を行う場合、どのような手続きが必要となりますか。	「大規模盛土造成地」としての特別な規制や手続きはありませんが、宅地開発や住宅等の建築を行う場合は、それぞれ開発許可手続や確認申請等の手続を行ってください。
	売買	土地取引等の売買に際し、大規模盛土造成地に入っていることを宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書に記載する必要がありますか。	大規模盛土造成地であることを重要事項説明書に記載することは義務付けられていません。ただし、宅地造成等規制法第20条第1項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨を宅地建物取引業法の重要事項説明において「造成宅地防災区域の有無」の記載が必要となります。詳細については、 山口県住宅課民間住宅支援班 にお問い合わせください。現在のところ山口県内の市町において指定した造成宅地防災区域はありません。
	安全性	都市計画法の開発許可や土地区画整理事業によって整備された造成地でも宅地耐震化のための工事が必要となりますか。	宅地造成や開発許可の手続きを受けた造成地は、一定の基準により造成されており、造成後、造成時と同じ状態が維持されていれば、減災効果が期待されますが、その状態については確認する必要がある場合もあります。